

令和8年3月3日（火曜日）

○出席議員（12名）

議 長	七 田 満 男 君	6 番	川 口 正 己 君		
1 番	福 島 誠 一 君	7 番	恩 道 正 博 君		
2 番	中 村 聡 君	8 番	北 川 悦 子 君		
3 番	土 屋 克 之 君	9 番	夷 藤 満 君		
4 番	西 尾 雄 次 君	11 番	中 川 達 君		
5 番	磯 貝 幸 博 君	12 番	南 守 雄 君		

○欠席議員（1名）

10 番 清 水 文 雄 君

○説明のため出席した者

町 長 生 田 勇 人 君	総務部 財政課長 北 正 樹 君
副 町 長 山 崎 真 聡 君	総務部 税務課長 吉 田 真理子 君
教 育 長 桐 山 一 人 君	町 民 福 祉 部 住 民 課 長 源 多香子 君
総 務 部 長 松 井 賢 志 君	町民福祉部住民課担当課長 (環境管理室長) 川 本 静 絵 君
総務部担当部長 (税務担当) 北 野 享 君	町 民 福 祉 部 子 育 て 支 援 課 長 高 木 雄 樹 君
町 民 福 祉 部 長 助 田 有 二 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長 舟 野 裕 美 君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援担当) 山 田 卓 矢 君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉課担当課長 (保健センター所長兼地域包括支援センター所長) 上 前 久美子 君
都 市 整 備 部 長 宮 本 義 治 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長 秋 田 博 之 君
復旧復興推進部長 上 前 浩 和 君	都 市 整 備 部 企 画 振 興 課 長 奥 田 隆 幸 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 中 川 裕 一 君	復旧復興推進部 復興まちづくり推進課長 法 利 康 博 君
消 防 本 部 消 防 長 重 島 康 人 君	復旧復興推進部 復興まちづくり推進課担当課長 (土地境界・地籍担当) 石 垣 泰 司 君
総務部 総務課長 渡 辺 崇 君	復旧復興推進部 復興まちづくり推進課参事 宮 井 雅 史 君
総務部 総務課担当課長 (人事秘書担当) 安 下 美智子 君	復旧復興推進部 地域再建整備課長 四 月 朔 日 松 英 君

会計管理者 兼会計課長	長谷川 万里子 君	消防本部消防署長	中 本 潤 君
教育委員会教育部 学校教育部課長	古 賀 敦 子 君	消防本部消防課長	平 松 秀 庸 君
教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	中 村 友 和 君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 川 竜 一 君	事務局 書記	中 村 円 香 君
事務局 参事兼次長	川 端 誠 矢 君		

○議事日程（第1号）

令和8年3月3日 午後1時開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

審議期間の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案一括上程

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

[令和7年度内灘町一般会計補正予算（第8号）]

議案第5号 令和7年度内灘町一般会計補正予算（第9号）

議案第6号 令和7年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 令和7年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 令和7年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第9号 令和7年度内灘町水道事業会計補正予算（第4号）

議案第10号 令和7年度内灘町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和8年度内灘町一般会計予算

議案第12号 令和8年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算

議案第13号 令和8年度内灘町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和8年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 令和8年度内灘町介護保険特別会計予算

議案第16号 令和8年度内灘町水道事業会計予算

議案第17号 令和8年度内灘町下水道事業会計予算

議案第18号 内灘町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長【七田満男君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今3月会議に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席している者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、清水文雄議員より、病気療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、宮崎重幸都市整備部都市建設課長より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和7年12月分、令和8年1月分の例月出納検査の結果及び財政援助団体等に対する監査の結果について報告がありました。写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。



○議案一括上程

○議長【七田満男君】 日程第4、議案第4号専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕から議案第37号第3次内灘町子どもの権利条例推進計画の策定についてまでの34議案を一括して議題といたします。

なお、今3月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程（第1号）に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



○提案理由の説明

○議長【七田満男君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 本日ここに、令和8

年内灘町議会3月会議が開催されるにあたり、本会議に提出しております令和8年度当初予算及びその他の議案の提案理由並びにその概要についてご説明申し上げますとともに、町政運営に対する私の所信の一端を述べさせていただきます。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、去る2月6日から22日までの17日間、イタリアで開催されたミラノ・コルティナ冬季オリンピックでは、連日にわたり熱戦が繰り広げられ、日本選手団は、フィギュアスケートペアの三浦璃来選手・木原龍一選手による大逆転の金メダルをはじめ、冬季オリンピックで過去最多となる24個のメダルを獲得するなどすばらしい活躍を見せ、国民に大きな夢と感動を与えてくれました。

選手の皆さんの最後まで諦めずに果敢にチャレンジする姿勢や、国や競技結果を問わずお互いの健闘をたたえ合う姿に、改めて感銘を受けたところでございます。

私も決して諦めることなく、何事にもチャレンジし続け、輝かしい内灘町の未来を皆様とともにつくってまいる所存でございます。

さて、私が町長に就任し、はや1年が経過いたしました。この間、議会の皆様や町民の皆様のご理解、ご支援をいただき、この1年で公約に掲げておりました多くの政策に取り組むことができました。

まず、私のまちづくりの基本理念の一つである「早期の復旧・復興」に向け、町の組織体制の見直しを行い、復旧復興推進部を創設いたしました。その後、道路・公共施設など都市基盤の整備や被災者の生活再建に向けた支援を専門的かつ効率的に取り組んだことで、公約に掲げた「被災した町道の仮復旧」を目標期間である令和7年度中に全て完了することができました。住まいの再建に係る支援につきましても、制度の隙間となっていた準半壊以下の住家に対し町独自の解体補助制度を

創設することで早期の生活再建を図りました。

次に、2つ目の基本理念である「人口減少対策」に向けた公約の取組としましては、町民福祉の向上を図るため、展望温泉ほのぼの湯において月に2回、町民無料デーを設けたほか、高齢者の方々の移動支援及び外出機会の確保に向け、満70歳以上の町民の方や満70歳以上の町外から避難されている方を対象に、コミュニティバスの無料パスポートの交付を開始いたしました。さらに、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国に先んじて小学生の給食費無償化を開始し、町立学校の児童生徒に対する給食費の無償化を実現いたしました。

なお、限られた町の財源の中でこれらの施策を実施するためには、行財政改革の推進が必要不可欠であることから、私自身も身を切る覚悟を示すべく、現任期中における給料等の減額を実施しております。

続いて、3つ目の基本理念である「対話による新しいまちづくり」に向けた施策といたしましては、就任後速やかに開催した復旧・復興に関する地区説明会をはじめ、土地境界の再確定や復興公営住宅に関する説明会を開催し、町民の皆様の声を直接お伺いしてまいりました。

さらには、町内全17地区を対象としたタウンミーティングを開催したことで、震災対応に限らず、各地区が抱える様々な課題を共有することができました。

令和8年度につきましても、引き続き復旧・復興に全力で取り組むとともに、町民の皆様にも夢と希望を与える魅力あふれるまちづくりの推進に向け、強い覚悟と使命感を持って町政運営に当たる決意でございます。

それでは、本3月会議に上程しております令和8年度当初予算の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、災害関連事業としまして、令和8年度は、復興公営住宅建設事業、地籍調査事業

及び液状化対策事業に重点的に予算を配分しました。

復興公営住宅建設事業では、被災された方々の意向調査を踏まえ、南部地区と北部地区にそれぞれ異なるタイプの住宅を建設してまいります。

南部地区では、鶴ヶ丘町営住宅付近に3階建ての集合住宅タイプを2棟60戸、建設いたします。エレベーターを設置するなどバリアフリーにも対応してまいります。

また、北部地区では、宮坂・西荒屋・室の3地区5か所に平屋の戸建て住宅タイプを80戸、建設いたします。こちらの戸建て住宅タイプにおきましては、被災前より飼育されているペットとの入居が可能となります。

これらの整備計画については、令和8年度に建設工事に着手し、令和9年度秋頃に完成、以降の入居開始を目指しております。希望される方全員が一日でも早く安心して暮らせるよう全力で取り組んでまいります。

次に、地籍調査事業につきましては、液状化によってずれた土地の測量作業に、当初、最長6年間かかる見込みでありましたが、私とともに太田県議会議員をはじめ町議会議員の皆様との要望活動により、令和8年度中の完了を目標とする土地境界再確定加速化プランが石川県より発表され、その期間が大幅に短縮されました。

国からの人的、財政的支援を頂けることに際し、その先導役となった馳浩石川県知事をはじめ、関係各位には深く感謝を申し上げる次第です。

現在、この加速化プランに基づき、土地所有者の確認や既存の測量データの収集などに取り組んでおります。町では、今後実施する現況測量や現地調査を円滑に行うため、また、土地境界に関する住民の皆様からの相談対応をより丁寧かつ、きめ細やかに対応するため、本年4月から新たに地籍調査室を設置し、町内被害全エリアの測量作業を令和8年度中に

完了させる、その目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

土地境界の再確定には、土地所有者の皆様の合意が必要不可欠となります。道路などの生活インフラと生活基盤となる土地のスムーズな復旧、そして地域の復興に向け、住民勉強会を重ねながら理解を深めるとともに、町も境界確定へしっかりと支援してまいります。

続いて、液状化対策事業につきましては、現在、国の調査に基づき、対策工法である地下水位低下工法及び地盤改良工法の実証実験を行っております。令和8年度は、実証実験の結果を踏まえ、適した工法を選定し、住民の皆様のご合意が得られたエリアから実施設計業務に着手してまいります。

さらに、被災した公共施設の復旧にも取り組み、北部保育所、西荒屋・室公民館などの再建工事費を計上しており、令和8年度内での建設着工、完成を予定し、令和9年4月より使用可能となるよう取り組んでまいります。

西荒屋地区におきましては、公民館周辺の公共施設を一体的に整備し、防災・交流機能を備えた地域の拠点づくりを推進してまいります。

室地区におきましては、県が建設した木造応急仮設住宅や町が整備予定の復興公営住宅建設地付近へ公民館を移転新築し、新たな地域の拠点づくりを推進してまいります。

このほか、被災された方々の住まい再建に係る各種助成制度を継続して実施するほか、被災地域コミュニティ施設等再建支援補助金につきましては、町独自で補助率及び補助上限額を引き上げることで、神社など地域の絆を育む交流施設の早期復旧を図ってまいります。

被災された方々が一日も早くかつての暮らしを取り戻せるよう、令和8年度を復旧・復興の正念場と位置づけ、職員一丸となり、スピード感を持って創造的復興に向けて取り組んでまいります。

次に、政策関連事業についてでございます。発災以降、町の人口は減少が加速化しております。人口減少対策は、予断を許さない喫緊の課題であります。

そのような中、町独自の魅力ある施策を実施し、将来にわたって希望を持てるまちづくりを推進することで、人口流出の抑制を図ってまいります。

まず、「教育・子育て支援の拡充」であります。

町では、次世代を担う子供の安全確保と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、新たにチャイルドシート購入費の助成を開始いたします。

あわせて、生後6か月から満3歳未満の未就園児が保護者の就労要件などを問わず柔軟に保育所等を利用できる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）を実施いたします。

さらに、町立保育所において、お昼寝ベッドを整備し、布団の持ち帰りをなくすことで、保護者の皆様のご負担軽減や衛生面での環境向上を図ってまいります。

小学校におきましては、不登校児童の学習支援及び相談対応を行う校内教育支援センター支援員を配置いたします。

加えて、大根布小学校の児童を対象に、インストラクターによる専門的な指導を受けられるよう水泳授業の民間委託を試行導入し、近年の猛暑による熱中症のリスクを避けるとともに、教員の負担軽減を図ってまいります。

さらに、小中学校共通の施策として、児童生徒が安全に活動できる教育環境を整えるとともに、指定避難所としての機能強化を図るため、私の公約にも掲げております学校体育館をはじめとした屋内体育施設への空調設備の導入を推進してまいります。

令和8年度におきましては、小学校では、向栗崎及び白帆台小学校での導入に向けた実施設計に着手し、中学校におきましては、体

育館の大規模改修にあわせ空調整備工事も実施いたします。

このほか、現在導入している保護者連絡サービスに個別連絡機能を追加し、教員と保護者との連絡をより効率的に行える環境を構築してまいります。

次に、「スポーツ・文化活動の環境充実」についてでございます。

まず、町のスポーツ振興をより一層図るため、私の公約にも掲げております全国大会に出場する小中学生及び引率する監督、コーチ等への大会出場補助金を拡充いたします。これにより大会出場に係る負担を軽減し、子どもたちがより全国で活躍できる環境を整えてまいります。

また、歴史民俗資料館「風と砂の館」につきましては、本年4月から入館料を無料とするとともに、耐震補強及び改修工事を実施し、町民の皆様がより身近に歴史と文化に触れられる環境を整備します。

そのほか、文化会館におきましては、舞台のつり物装置や直流電源装置の蓄電池取替工事を行い、文化の拠点施設としての安全性を高めてまいります。

続いて、「高齢者等福祉施策」でございます。

まず、展望温泉ほのぼの湯につきましては、本年4月から指定管理者が株式会社エムへと変わります。同社が県内各地の公共施設の運営で培ってきた豊富な実績とノウハウを生かし、町民の皆様に愛される多彩な企画や、新たなサービスの展開に大いに期待するものでございます。

健康づくり事業では、後期高齢者歯科健診事業を新たに実施いたします。76歳を迎えられる方を対象に歯科健診を行うことで、口腔機能の維持・向上につなげ、健康寿命の延伸を図ってまいります。

あわせて、第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画及び第8期障害福祉計画・第4期

障害児福祉計画を策定し、高齢者も障害のある方も、住み慣れたこの町で自分らしく安心して暮らし続けていただけるまちづくりを推進してまいります。

次に、「暮らしの安心・安全」でございます。

まず、災害発生時の迅速な避難体制を整えるため、指定避難所である町内の全公民館に災害用キーボックスを設置いたします。自然災害には、台風・暴風、大雨・洪水、様々なものがありますが、その発生を予測できないのが地震であります。地震の揺れを感知し、自動的に解錠される災害用キーボックスを導入することで、より速やかに避難所を開設できる体制を整備し、避難者の安全確保に努めてまいります。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、国土強靱化地域計画の修正を行い、中長期的な視点から防災対策を再構築してまいります。

消防体制の強化につきましては、新たな消防車両として機材車及び軽トラックを購入するとともに、消防職員の増員に合わせ、消防庁舎の仮眠室を改修いたします。

続いて、「町の魅力づくり」でございます。

まず、内灘海岸をはじめ河北潟や内灘大橋などの魅力的な地域資源等を生かしたにぎわいの創出、交流人口の拡大及び観光振興の実現を図るため、昨年9月に策定した内灘海岸・放水路回遊空間整備構想の具現化に向け、各種調査を行ってまいります。

また、町民夏まつりや世界の凧の祭典を開催するとともに、内灘海水浴場を町営で適切に運営し、町のにぎわいづくりを力強く推進してまいります。

さらに、町の自主財源の確保と魅力発信の両輪となるふるさと納税につきましては、返礼品提供事業者のさらなる開拓に取り組み、地場製品の魅力向上と地域経済の活性化を図ってまいります。

そのほか、公共施設の適正管理としましては、将来にわたって持続可能な行政運営を行うため、公共施設等総合管理計画の更新を行い、町が保有する施設の活用と長寿命化に向けた指針を整備してまいります。

さらに、ゼロカーボンシティの推進と経費の節減を図るため、各公共施設の照明LED化改修工事を順次進めてまいります。

また、役場庁舎におきましては、老朽化が見られる空調設備及び屋上防水の改修工事を実施いたします。

今後も公共施設を適正に管理し、快適で安全な環境を確保してまいります。

加えて、町民の皆様の利便性向上といたしまして、4月から町税等のコンビニ収納を開始いたします。身近な店舗で納付いただける環境を整えることで、行政サービスをより一層充実させてまいります。

最後に、行財政運営についてでございます。

令和8年度予算は、今ほどご説明しましたとおり、震災からの復旧・復興を軸に、希望の持てる町の将来像を見据え、中長期的な視点から予算案を編成いたしました。

能登半島地震により社会経済活動への影響が続く中、今後も社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策なども見込まれます。これまで以上に選択と集中により事業内容の見直しを図るとともに、自主財源の確保を図るほか、国や県との連携による各種補助制度を最大限活用し、財政負担が過大とならないよう町の財政状況をしっかりと見極め、町民の皆様の負託に応えられる行財政運営に取り組んでまいります。

この1年、早期の復旧・復興、そして新しいまちづくりに向け、全力で駆け抜けてまいりました。また、この間、国や県、関係機関のご協力も得て、これから目に見えて進めていく創造的復興に向けて大きな成果を実感できた1年でもありました。

これからもこの動きを緩めることなく、よ

り積極的に町政運営に当たります。

それでは、ただいまから提出議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることにつきましましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年1月24日に専決処分した令和7年度内灘町一般会計補正予算（第8号）について、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容といたしましては、衆議院議員総選挙の執行に伴う選挙費の増額補正でございます。

議案第5号 令和7年度内灘町一般会計補正予算（第9号）につきましましては、歳入歳出それぞれ4億5,260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を204億4,330万円とするほか、地方債及び繰越明許費の補正を計上するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、消雪施設整備工事の実施に伴う除雪対策費の増額補正のほか、清湖小学校のエレベーター改修工事等の実施に伴う小学校施設整備事業の増額補正などがございます。

また、各種事務事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算などを計上しております。

歳入では、国県支出金や寄附金などの収入見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。このほか、普通交付税の追加交付に伴う増額補正などを計上しております。

議案第6号 令和7年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、**議案第7号**

令和7年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）及び**議案第8号** 令和7年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上3議案につきましましては、事務事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算などがございます。

議案第9号 令和7年度内灘町水道事業会計補正予算（第4号）及び**議案第10号** 令和7年度内灘町下水道事業会計補正予算（第3

号)、以上2議案につきましては、国庫補助金の内示に伴う災害復旧費の増額補正のほか、事業の確定及び完了見込みによる不用額の精算などでございます。

議案第11号から**議案第17号**までの7議案につきましては、令和8年度における一般会計、特別会計及び事業会計に係る当初予算でございます。

令和8年度当初予算は、一般会計につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ205億6,000万円とするものでございます。

また、特別会計につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ52億8,930万円とし、一般会計・特別会計を合わせた予算総額は258億4,930万円といたしました。

次に、事業会計でございますが、水道事業及び下水道事業会計の予算総額は38億1,710万円としております。

当初予算の詳細につきましては、予算書等をご参照の上、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第18号 内灘町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、上位法令の改正に伴い、公示送達をインターネットを利用する方法等によるものとするなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、**議案第20号** 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、**議案第21号** 内灘町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、**議案第22号** 内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例について及び**議案第23号** 内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、以上5議案につきましては、一般職の職員の給与における7級

制の導入に伴い、行政職給料表を改めるほか、職務の級の区分を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、震災減免の実施に伴い、令和8年度分の固定資産税及び都市計画税の納期を変更する改正を行うものでございます。

議案第25号 内灘町歴史民俗資料館等利用料金条例を廃止する条例につきましては、4月1日から入館料を無料にすることに伴い、条例を廃止するものでございます。

議案第26号 内灘町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について及び**議案第27号** 内灘町風と砂の館条例の一部を改正する条例について、以上2議案につきましては、入館料を無料にすることに伴い、指定管理の場合の利用料金に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第28号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険特別会計の収支健全化及び県単位での保険事務の標準化を図るため、国民健康保険税率の引上げや仮算定の廃止など所要の改正を行うものでございます。

議案第29号 内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税条例の改正にあわせ、仮算定を廃止し、普通徴収の納期数を変更する改正を行うものでございます。

議案第30号 内灘町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度税制改正における住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、保険料率の算定に係る特例を新設するなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第31号 内灘町火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令の改正に伴い、サウナ設備について簡易サウナ設備及び一般サウナ設備の規定を設けるほか、

住宅用防災機器に感震ブレーカーを追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号 内灘町勤労者会館条例を廃止する条例につきましては、復興公営住宅の整備に向け、勤労者会館の解体及び廃止が決定したため、条例を廃止するものでございます。

議案第33号 請負契約の締結につきましては、西荒屋小学校屋内運動場大規模改修工事に係る請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号 第6次内灘町総合計画の策定につきましては、今後8年間における将来のまちの姿や、その実現に向けた基本方針を示す第6次内灘町総合計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号 内灘町立地適正化計画の策定につきましては、持続可能なまちづくりと地域公共交通の連携及び災害リスクの分析を通じて、安全に暮らし続けることができ、かつ利便性が高く住みよいまちを実現するため、内灘町立地適正化計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号 内灘町地域公共交通計画の策定につきましては、公共交通が果たす役割の明確化や公共交通の活性化及び再生に向けた今後の目標や取組の方向性を示す内灘町地域公共交通計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号 第3次内灘町子どもの権利条例推進計画の策定につきましては、子供の健全やかな成長を願い、全ての子供が幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、第3次内灘町子どもの権利条例推進計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和8年度に臨む私の所信と、今回提出いたしました議案についての提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 提案理由の説明は終わりました。



○散 会

○議長【七田満男君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日4日は、議案調査のため休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、明日4日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は5日午前10時から開き、提出議案に対する質疑、委員会付託並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時41分散会